

## 協議項目 7 「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること」

協議項目 7 「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成 1 5 年 8 月 2 7 日提出

前橋広域市町村合併協議会  
会長 萩原 弥惣治

### 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

農業委員会等に関する法律第 3 条第 2 項及び第 3 4 条第 2 項の規定を適用し、現在 4 市町村に設置されている農業委員会の区域ごとに現行のまま農業委員会を設置する。

4 つの農業委員会は、平成 1 7 年 7 月 2 0 日から合併後の前橋市を区域とする農業委員会に統合する。

農業委員会の委員の報酬は、4 つの農業委員会が設置される期間に限り、現行のままとする。

## 1 農業委員会の委員の定数及び任期等の現状

区 分		前橋市		大胡町		宮城村		粕川村		合計	
		定 数	現 員	定 数	現 員	定 数	現 員	定 数	現 員	定 数	現 員
選挙による委員		30人	29人	16人	15人	16人	16人	16人	16人	78人	76人
選任による委員	法第12条第1号	-	1人	-	1人	-	1人	-	1人	-	4人
	法第12条第2号	-	4人	-	1人	-	3人	-	3人	-	11人
任 期		3年 平成14年7月20日～平成17年7月19日									
市町村の面積（ha）		14,734		1,976		4,815		2,597		24,122	
農地面積（ha）		4,283		634		953		782		6,652	
農家数（戸）		5,265		614		873		859		7,611	
選 挙 区		4		1		1		1		7	
部 会 の 構 成		農地部会、農政部会		-		農地部会、農政部会		農地部会、農政部会			

\*農地面積、農家数：平成12年農林業センサス

\*宮城村及び粕川村の部会は、農業委員会等に関する法律の規定に基づく部会ではなく形式的な部会

議案第32号参考資料

2 農業委員会の委員の報酬

(年額 円)

役 職	前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
会 長	1,488,000	574,000	549,000	550,000
会長職務代理	840,000	366,000	366,000	367,000
部会長	840,000	-	-	-
委員(選挙選出)	708,000	293,000	275,000	276,000
委員(議員以外)	462,000	293,000	275,000	276,000
委員(議員)	312,000	175,800	-	276,000

\* 統合後の財政効果 年額約10,000,000円

3 先進地事例

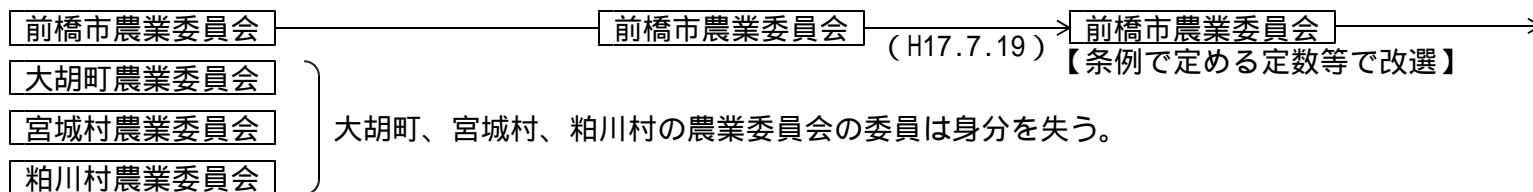
つくば市	福山市	呉市	新潟市
<p>荳崎町農業委員会は、つくば市農業委員会に統合するものとする。</p> <p>合併特例法第8条第1項及び第2項を適用し、荳崎町農業委員会の選挙による委員は、つくば市農業委員会の委員の残任期間に合わせて引き続き在任するものとする。</p> <p>(合併特例法第8条第1項第2号)</p>	<p>新市町の農業委員会は、福山市農業委員会に統合するものとする。</p> <p>新市町の農業委員で選挙による委員である者は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第8条第1項第2号の規定を適用し、福山市農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き在任するものとする。</p> <p>(合併特例法第8条第1項第2号)</p>	<p>(1) 下蒲刈町の農業委員会は、呉市農業委員会に統合する。</p> <p>(2) 市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定により、下蒲刈町農業委員会の選挙による委員のうち4人に限り、呉市農業委員会の委員の残任期間、引き続き呉市農業委員会の選挙による委員として在任する。</p> <p>(合併特例法第8条第1項第2号)</p>	<p>合併後、新潟市に置かれる農業委員会は、合併の期日における黒埼町の農業委員の任期の間は、現在両市町に設置されている農業委員会の区域ごとに現行のまま設置する。</p> <p>その後の取扱いについては、一体性の確保の観点から、合併後の新潟市の全域を区域とする農業委員会に統合する。</p> <p>(農業委員会法第34条第2項)</p>

議案第32号参考資料

4 - 1 合併後1つの農業委員会を置く場合（原則）

農業委員会は、1市町村に1農業委員会が原則  
「地方自治法」第180条の5第3項第1号  
「農業委員会等に関する法律」第3条第1項

編入される大胡町、宮城村及び粕川村の農業委員会は廃止され（選挙委員、選任委員はともに身分を失う）、編入する前橋市に1つの農業委員会となる（編入する前橋市の農業委員会は、そのまま存続し、農業委員会の委員の身分は選挙委員、選任委員ともに変動しない）。



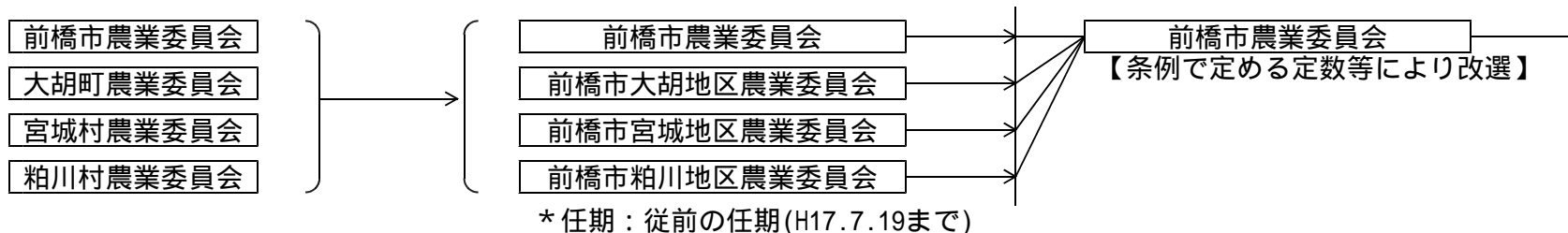
4 - 2 合併後従前の区域ごとに農業委員会を置く場合（境界の変更の場合の特例）

農業委員会設置の特例

区域が著しく大きい市町村（区域面積24,000haを超える）又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村（農地面積7,000haを超える）にあつては、当該市町村の区域を、2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

「農業委員会等に関する法律」第3条第2項、第34条第2項  
「農業委員会等に関する法律施行令」第1条の3

合併後の前橋市の区域面積が、24,000haを超えるため、新市に置かれる2以上の農業委員会の区域が、従前の大胡町、宮城村及び粕川村に設置された農業委員会の区域をその区域とする場合、それらの農業委員会は前橋市の農業委員会となってそのまま存続することができる。



5 農業委員会の設置に関する主な法令

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

（設置）

- 第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地(以下「農地」という。)のない市町村には、農業委員会を置かない。
- 2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。
  - 3 前項の規定によりその区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。
  - 4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。
  - 5 その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村に農業委員会を置かないことができる。
  - 6 市町村長は、第2項の場合にあつては各農業委員会の名称及び区域を、第3項又は第4項の場合にあつてはその区域に変更があつた農業委員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を、前項の場合にあつては農業委員会を置かないこととした旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければならない。

（境界の変更の場合の特例）

- 第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。
- 2 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部を新たにその区域に包含することとなつた市町村に、その市町村の従前の区域及び新たに属することとなつた区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、当該区域を区域とする農業委員会となつて存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）

（2以上の農業委員会を置くことができる市町村）

- 第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が24,000ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7,000ヘクタールを超える市町村とする。